

船員職業安定法

1. 案内情報

手続名	: 文書以外の方法による募集の内容の通報
手続根拠	: 船員職業安定法第44条第2項
手続対象者	: 募集を行おうとする者
提出時期	: 募集を開始しようとする7日前
提出方法	: 船員募集許可申請書を2部作成し、事業所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3. 手続情報

審査基準	: 船員職業安定法事務取扱要領
標準処理期間	
不服申立方法	